

# 食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

## 第 18 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 19 年 1 月 23 日 ( 火 ) 10:00 ~ 11:52

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

( 1 ) 「 食 品 安 全 基 本 法 第 21 条 第 1 項 に 規 定 す る 基 本 的 事 項 」 ( 平 成 1 6 年 1 月 1 6 日  
閣議決定 ) のフォローアップについて

( 2 ) その他

4 . 出 席 者

( 専 門 委 員 )

富永座長、飯島専門委員、市川専門委員、伊藤専門委員、近藤専門委員、  
佐々木専門委員、澤田専門委員、鋤柄専門委員、宮脇専門委員、山根専門委員、  
山本専門委員

( 参 考 人 )

服部専門参考人

( 食 品 安 全 委 員 会 委 員 )

見上委員長、小泉委員、長尾委員、本間委員、野村委員

( 説 明 者 )

厚生労働省 森田情報管理専門官

農林水産省 古畑課長補佐

環境省 鈴木農薬環境管理室長

文部科学省 井上健康教育企画室長

( 事 務 局 )

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、  
境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官

## 5. 配布資料

- 資料 「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定）のフォローアップについて（案）
- 参考資料1 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成18年12月14日食品安全委員会決定）
- 参考資料2 <平成18年度>食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補に関する企画専門調査会における審議結果について（案）
- 参考資料3 平成19年度食品安全委員会予算（案）の概要について
- 参考資料4 平成19年度における食品安全健康影響評価技術研究の研究領域について（平成19年1月11日食品安全委員会決定）

## 6. 議事内容

富永座長 皆様、おはようございます。時間がまいりましたので、ただ今から「企画専門調査会」の第18回会合を開催いたします。

本日は12名の専門委員とともに、服部専門参考人が御出席でございます。また、内田専門委員、武見専門委員、西脇専門委員、渡邊専門委員の4名の委員が御欠席でございます。なお、食品安全委員会からは、担当委員である長尾委員とともに、見上委員長、小泉委員、野村委員、本間委員にも御出席いただいております。

さらに本日は食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のフォローアップについて御審議いただきますので、関係省庁の関係者の方々にも御出席いただいております。私の方から御紹介いたしますので、お名前を呼びましたら、お立ちいただけますでしょうか。

厚生労働省からは、食品安全部企画情報課長の代理として、森田情報管理専門官。

農林水産省からは、消費・安全局消費安全政策課長の代理として、古畑課長補佐。

環境省からは、水・大気環境局土壌環境課、鈴木農薬環境管理室長。

文部科学省からは、スポーツ・青少年局学校健康教育課、井上健康教育企画室長。

以上、4名の方が御出席でございます。皆さん、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入る前に、先月、食品安全委員会の委員長の改選があったとのごことでございますので、事務局から御説明いただきたいと思います。

小木津総務課長 御報告いたします。昨年12月21日付けをもちまして、これまで食品安全委員会委員長をされておりました、寺田雅昭委員が健康上の理由によりまして、

辞任されました。これに伴いまして、新委員長としまして、現委員の見上彪委員が選出されましたので、御報告申し上げます。

富永座長 ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、事務局から本日の資料の確認をお願いしたいと思います。

小木津総務課長 それでは、資料の確認をお願いいたします。一番上の議事次第の裏側に配付資料の一覧がございます。まず資料番号がないものでございますが、基本的事項のフォローアップについて（案）というもの。これが今日の議題の本題でございます。

参考資料が4点ございます。1つ目が「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項」ということで、委員会決定の資料です。

参考資料2が「平成18年度食品健康影響評価を行う案件の候補に関する企画専門調査会における審議結果について（案）」というものでございます。

参考資料3が「平成19年度 食品安全委員会 予算（案）の概要」について。

参考資料4が「平成19年度における食品健康影響評価技術研究の研究領域について」でございます。

富永座長 よろしゅうございますか。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。お手元の議事次第の裏に議事が書かれております。

本日は12月14日に食品安全委員会において決定されました、参考資料1「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項」のうち基本的事項のフォローアップについて、御審議いただくことになっています。

まず資料を事務局から御説明いただきたいと思います。

小木津総務課長 それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。先ほど御紹介いたしました、基本的事項のフォローアップについて（案）でございます。

横に開く資料となっておりますが、1枚開いていただきますと、まず目次がございます。この基本的事項と申しますのは、現在の食品安全行政の基本となります食品安全基本法の内容を具体化するということで、この基本法の第11条から第20条までの条文について、その具体化を図ったもので、閣議決定でございます。

項目は10個ございまして、順に「食品健康影響評価の実施」等々となっております。この項目に沿いまして、まず記載事項のポイントを御説明させていただいた上で、その右側に具体的内容ということで整理したものを御説明させていただきます。

この基本的事項は、食品の安全性の確保に関する施策全般を対象といたしておりますの

で、その実施主体はこの食品安全委員会のみならず、本日御出席いただいております関係各省に及びます。企画専門調査会の専門委員の先生方にこの基本的事項の実施状況をゼロベースで御確認いただくというのは現実的ではないために、このように関係各省と調整しながら、事務的に御審議のたたき台となるべき資料を取りまとめたものでございます。

今、申し上げましたように、右側の方はこの記載事項に対して、委員会あるいは関係各省がこれまで実施した施策の具体的内容を整理したものでございます。各専門委員におかれましては、この具体的内容について御確認、御検討いただきますとともに、今後の課題等について、率直な御意見等を賜りたいと存じます。

具体的内容の方は、基本法ができてからの出来事をすべて網羅しておりますので、既に昨年の1月に先生方に一度、基本的事項のフォローアップをいただいたわけですが、それ以降、18年を中心に新しい取組の記述を加えておりますので、そこを中心に御説明をさせていただくという形を取りたいと思います。

それでは、順に御説明をさせていただきます。1つ目が「食品健康影響評価の実施」でございます。これは食品安全委員会が実施する中身でございますが、基本的考え方というのが1つ目でございます。

ここで具体的内容の方に書いてございますように、食品健康影響評価の実績でございますが、658 案件につきまして、厚生労働省、農林水産省、環境省から諮問がありました。18 年度中に絞って見ますと、147 件ございました。これに対しまして、301 案件につきまして、評価結果を取りまとめて各省に通知しております。18 年度中は 63 件の実績でございます。

2 ページにまいります。ずっと基本的考え方が整理してございますが、特に 18 年度に動きがあったものとしては、3 ページに、委員会は、国の内外における科学的知見等々を勘案して、自らの判断により食品健康影響評価を行うとされております。企画専門調査会においても、このプロセスに関与していただいているわけですが、この動きにつきまして、書き加えておりますので、御確認いただきたいと思います。

3 ページの具体的内容の方に、「また」と書いてあるところがございますが、「食中毒の原因菌であるリステリア」というものが案件候補として挙げられたわけですが、これに限らず食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価ということで、その指針が取りまとめられまして公表され、現在、評価指針に沿いまして、優先度の高い 4 案件につきまして、検討を重ねているという状況でございます。

また、17 年度に企画専門調査会で選定された案件候補であります、メキシコ、チリ、中

国産牛肉等に係る食品健康影響評価の案件につきましては、現在、米国、カナダ以外の国から輸入される牛肉等について、広く国を特定せず、輸入牛肉全般についてでございますが、情報収集により現状を把握するとともに、輸入牛肉のリスク評価の進め方や評価に必要な項目について検討することとされておりまして、プリオン専門調査会で審議が進められているということでございます。

4 ページにまいります。4 ページは2 つ目の項目として、リスク評価をしない例外的な事項ということで整理しておるわけでございます。その内容から見て、明らかに食品健康影響評価が必要でないというものについての整理、あるいはヒトの健康の及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである場合などは例外事項でございますが、もう一つ、5 ページの(3)でございますが「あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」というものがございます。この場合には、施策を策定後、速やかに委員会に諮問をするということになっておりますが、この案件に該当するものとして、ポジティブリスト制度の導入ということがございます。

これにつきましては、平成 18 年 5 月の施行以降、暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画に基づきまして、厚労省から評価要請が順次ございまして、これに基づきまして、個別の物質について調査審議を行っているという現状でございます。

また、これと関連するんですが、飼料中の残留基準値の設定につきましても、農水省の方で選考して政策が講じられておりますが、これにつきましては、また策定後、速やかに食品健康影響評価を行うということとされております。

続きまして「3 食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等」ということございまして「(1) 食品健康影響評価の開始前」は事前に連絡調整をするという定めがございますが、それを実施しておること。

7 ページにまいりますと「(2) 食品健康影響評価の実施時」でございます。こちらの規定は「委員会は、食品健康影響評価の実施に当たっては、評価事項の内容等に応じ、海外のリスク評価機関との連携に務める」等々が書いてあるところでございますが、こちらの方も特に 18 年度は大きな動きはございませんでした。

また、7 ページの下の方ですが「(3) 食品健康影響評価の終了後」であります。終了後は様々な手段を用いた公表するということでございます。これにつきましては、7 ページの右側の下にありますように、平成 18 年 6 月から、食品安全委員会の結果概要や食品安全委員会ホームページ進捗状況等について、電子メールを用いた配信サービスを原則金曜日に行っているという新しい取組を行っているところであります。これを御指摘しておき

たいと思います。

8 ページでございます。季刊誌等を用いて、特に最近の案件では、大豆イソフラボンなどについては、国民の関心も高いということで、分かりやすい解説に心がけているところでございます。

9 ページ「(4) 食品健康影響評価の手法」ということではありますが、こちらの方は先ほどもお話しさせていただきましたが、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針を取りまとめたということで、手法の整理については、いろいろと取り組んでいるところでございます。

続きまして「4 委員会の行う勧告等」でございます。勧告については、その実施の必要性はございませんでしたが、その下の意見というところに関連いたしまして、動きがございました。

10 ページの方に具体的な内容が書いてございます。右側の表でございます。既にポジティブリストの関係では、厚労省から説明を受けて意見を申し上げておりますが、飼料中の残留農薬基準の設定につきましても同じように委員会において調査審議を行いまして、それについて意見を付して、農林水産省の方に通知しております。これが18年3月7日でございますが「飼料中の残留農薬基準の設定について(意見)」という形でまとめたものでございます。

以上、リスク評価の関係です。

続きまして、12条関係でございます。リスク評価の結果に基づいた施策の策定についてということで、こちらの方はリスク管理機関の仕事ということになります。これについて、動きとしては10ページの下の方にありますように、食品衛生法等に基づき、食品等について必要な規格及び基準の整備を進めるということが明記されているわけですが、厚労省におきましては、右側の方に書いてございますように、食品に残留する農薬等について、個別の農薬等の残留基準の設定を進めるとともに、18年5月から施行するポジティブリスト制度について、一律基準0.01ppmを設定する等の関係法令等を施行したという動きがございました。

この外に食品健康影響評価の結果に基づき、添加物に関して38品目について食品衛生法に基づく食品添加物の指定、又は規格基準の改定を行うという実績がございます。

延べ33件の農薬、10件の動物用医薬品及び1件の飼料添加物について、規格基準の設定を行ったということが追加して記載した事項でございます。

この関連では、基準等が遵守されるように監視、指導及び調査の実施等に努めるという

のが（３）に書いてございます。

（４）では、研修の実施等を通じて、リスク管理にかかわる人材について、専門性の一層の充実を図るとされております。

続きまして、第３という項目であります。法律で言いますと、第１３条関係なんです、情報及び意見の交換、いわゆるリスクコミュニケーションの関係でございます。基本的考え方が一例述べられておりますが、全体としての実績で言いますと、この１２ページの右側の方の３番目の欄に書いてありますように、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、全国各地で２５４回の意見交換会等を実施しております。１８年度中は７０回の実績がございます。

また、専門調査会が取りまとめました食品健康影響評価に関する審議結果等につきましては、１６９回の意見・情報の募集を行っているという実績がございます。一方で、リスク管理機関の方におきまして、発足以来２７１回の意見・情報の募集を行うという実績がございます。

「２ リスクコミュニケーションの方法」については、次に記載がございます。特に１８年度に大きな動きはございませんでした。

「３ リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント」と書いてございます。こちらにつきましては、その事務の調整を委員会が行うということで、定期的な担当者会議等を開いております。

また、リスクコミュニケーションの今後の在り方の検討の中では、最近取りまとめたものとして、この欄の中ほどに書いてございますが、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等についての審議を重ねてまいりまして、このリスクコミュニケーション専門調査会におきまして「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて（案）」というものが取りまとめられ、これが決定されているところでございまして、更に今後検討すべき内容を引き続き審議していくということになっております。

１３ページの下の方「第４ 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等」。これは関係府省全体が関わることでございます。基本的な考え方では、相互の連携を図って、いわゆる「農場から食卓まで」のフードチェーンを通じて、人の健康に係る重大な被害の発生に関する情報の収集及び状況の把握を行う。そして、緊急事態が発生した場合には、消費者、食品関係事業者等に対し、適切かつ迅速に情報を提供しよう努めるとされております。

また「２ 緊急時の情報連絡体制」でございます。こちらの方も既に取組が進んでいるところで、大きな動きはございませんでした。

「3 緊急対策本部の設置等」とあります。ここにつきましては、設置についての定めがございますが、これが実際にワークするよとということ、この右側に書いてありますよと、委員会は平成18年度には緊急時対応の強化方策の一つとして、食品安全に関わる緊急事態の発生を想定した訓練を試行しているということ、既に2回実施しているところ、実動訓練ということ、

「4 緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成」でございます。基本的なものは策定が終わっておりますが、あらゆる危害要因に対応できるように、まず食中毒に特化したマニュアルであったものを、この18年4月に食中毒等緊急時対応実施要項として、他の危害要因にも対応できるように改めた、

また、農水省の方の対応では、平成18年1月27日に「農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針」が新たに取まとめられた、

法15条ですが「第5 関係行政機関の相互の密接な連携」でございます。「1 基本的考え方」に次いで16ページにまいりますと「2 委員会とリスク管理機関との連携」が、こちらも新たな取組はない、食品安全行政に関する関係府省連携会議というのを設置いたしまして、相互連携を図る、

「3 リスク管理機関相互の連携」も記載がございます。これの例といたしましては、鳥インフルエンザ等の関係府省の対策会議などをして連携を取っている、

17ページにまいります「第6 試験研究の体制の整備等」の法16条関係です。こちらの方は基本的考え方の右側に書いて、委員会におきましては、後ほど御紹介させていただきますが、食品健康影響評価技術研究事業というのが試験研究の柱になって、これを展開していく、

厚生労働省の方は、厚生労働科学研究事業を用いて、食品安全委員会の関係の研究を進めていく。また、農林水産省の方は、農林水産研究基本計画に基づきまして、研究を推進する、

それぞれ研究を進めていくわけですが、研究開発の推進の中で、特に関係府省連携を取るという仕組みとして、18ページの右側の一番上の欄で、食品の安全性の確保に関する試験研究機関の推進に係る関係府省連絡調整会議」というものが、先ほど言いましたように、それぞれの機関が取り組んでおります試験研究につきま、

「4 試験研究の成果の普及」でありますとか「研究者の養成及び確保」などの記載がございます。こちらの方では、特に右側の欄に書いてありますように、海外の研究者とか専門家を招いて、様々な知見の吸収に努めているということがございます。

19 ページ「第7 国の内外の情報の収集、整理及び活用等」でございます。これも関係府省それぞれに関わるものでございます。大きな動きとしては、ここでのポイントは一元的な情報の収集、そして提供ということで活用が期待されておりますが、委員会において18年度までで完成予定でございます、食品安全総合情報システムという言葉が各所に出てまいります、これを活用していくというのがポイントかと思えます。

19 ページの下の右側の欄にありますように「平成18年3月には、食品安全総合情報システムによる関係府省の共有情報データベースを構築しており、今後、食品の安全性に関する情報の共有と活用を進めることとしており、関係府省が保有する食品の安全性に関する情報を追加登録し、共有と活用を進めることとしている」としております。

20 ページには「2 情報収集の対象範囲」とか「3 委員会における一元的な情報収集の実施等」「4 情報の活用及び提供」という順に事柄が整理されておりますが、特に18年度を新たに追加した事項はございませんので、御説明は省略させていただきます。

21 ページ「第8 表示制度の適切な運用の確保等」でございます。これはリスク管理機関が取り組んでいる中身でございます。基本的な考え方といたしましては、1つは厚生労働省、農林水産省が共に連携を取って、この表示の問題に取り組むとされておりますので、その場として、「食品の表示に関する共同会議」というものがございます。

ここで様々な取組がなされているわけですが、右側の欄にありますように、遺伝子組換え食品については、平成17年10月にアルファルファ、平成18年11月にテンサイを表示対象項目に追加としたという進展がございました。

また、加工食品の表示方法については、同会議において平成16年12月に取りまとめられた「わかりやすい表示方式法についての報告書」を踏まえて、18年8月に一括表示様式の弾力化等を内容とする改正を行ったという進展がございました。この部分では、普及及び啓発、相談窓口等の設置に関連しての記述がございます。

「3 違反に対する監視、指導及び取締り」ということで、厚生労働省の方は、食品衛生監視員が中心になってくる。農林水産省の方は地方農政局等の専門の職員がそれに対応しているという記述がございます。ここでは新たな動きはございません。

22 ページ「第9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等」でございます。ここでは基本的な考え方では、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興、並びに食品の安

全性の確保に関する普及及び啓発を図る必要があるという基本的な考え方が整理されておりますが、18年度の新たな動きとしては、右側に書いてございますように、委員会においては新規事業として、「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を全国で展開しております。また、農水省におきましては、消費者向けのホームページを平成18年10月に開設し公表したという動きがございました。

2番目でありますが、教育学習等の推進体制の中では、これは委員会の動きですが、平成18年6月には子ども向けのリーフレットを作成しております。

重点事項として、3番目に書いてある事項に対応してですが、委員会及びリスク管理機関が意見交換会等を開催しているという事実関係を書いております。254回の実績があるということです。

23ページはそれぞれの機関での対応ということで、厚生労働省の方は食品衛生月間ということで、その取組を行っております。

文部科学省においては、栄養教諭制度の創設等々の記述がございます。

農林水産省の方は、食育活動の一環としての様々な取組があるという記述でございます。

最後ですが「第10 環境に及ぼす影響の配慮」でございます。基本的な考え方としては、それぞれの施策が環境に及ぼす影響について、十分配慮するというところでございますが、その具体的な取組として2番目にありますが、この一番下の右側の欄でございます。

農林水産省及び環境省においては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく基本方針において、この食品循環資源の再生利用等の実績率を18年度までに20%に向上させるという数値目標を持って取組がなされております。

第3パラグラフになりますが、一方、飼料の安全性の確保が重要であることから、食品残さの飼料化の一層の推進に関して「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」を平成18年8月30日に制定したという具体的な取組がございます。

24ページにまいりますと、上の方のパラグラフで「また」以下ですが、平成17年8月には、土壌残留及び水質汚濁に関する環境中等への悪影響を未然に防止するため、土壌残留及び水質汚濁に関する農薬登録保留基準を改定して、平成18年8月に施行したということが新たな動きとして追加されております。

簡単ではございますが、以上です。

富永座長 大変膨大な資料を簡潔にポイントを御説明いただきまして、ありがとうございました。ちょうど1年前にも同じような資料を審議いたしましたけれども、その際にこの資料はあまりに膨大でよく分からないので、目次を作ってくださいという要望をしまし

たところ、今回は表紙裏に目次を作っただいてありますので、法律の関係条項、それぞれの項目が一目で分かるようになりましたし、また特に目を通したいところは目次でページ数がありますので、すぐに分かるようになっていました。これは大変見やすくなったと思います。

改めてもう一つお願いしたいことがございます。今日、総務課長さんから、特に最近の動きですね。新たに変わった事項を口頭で御説明いただきましたけれども、できましたら、その部分だけあらかじめアンダーラインでも入れておいていただけますと、非常に分かりやすいと思います。事前に資料をお送りいただきましたけれども、私は正直に申しますけれども、あまりに膨大で前に見たような感じもあるし、パスしましたので、アンダーラインが引いてあると、そこを目で追えば分かるものですから、また後で消していただくなどして、この会議のときだけ残していただくと助かりますので、是非お願いいたします。

小木津総務課長 承知しました。

富永座長 それでは、ただ今の基本的事項のフォローアップについてのプログレス・レポートですけれども、これにつきまして、どうぞ御質問あるいは御意見がございましたら、お願いいたします。何かの事項で御質問、御意見がおありのときには、ページ数の右左とかを指示しながら、お願いしたいと思います。

この年報は、また後で触れられますか。

小木津総務課長 お手元にお配りしております年報は、既に17年度の運営計画に基づきまして実施された実施状況につきまして、この専門調査会で御審議いただいて決定したものがございますが、それを中心に関連の資料を一覧のものとして整理したものでございます。今後、また19年度の年度計画の御議論などをしていただくときの参考にもなるかと思ひまして、お配りしております。活用いただければと思います。

富永座長 資料について何か御質問がございましたら、どうぞ。今日はせっかく関係省庁の担当者も御出席いただいておりますので、ストレートに関係省庁に御質問されてもいいと思います。何かございましたら、どうぞ。

福士専門委員 16ページの半ばぐらいで、関係府省の連絡会議のことに触れられておひまして、以前からその関係府省間で連携を取ってという話はこの場でも出ていたと思ひますが、これは早く言いますと大変会議が多いというか、右側のところの3例ほど出ていますけれども、各連絡会議の役割の分担というのはどうなのだろうかということと、それぞれ頻度は書いてありますが、開催数そのものが増える傾向にあるのか、減る傾向にあるのか。

また、18 ページのところにも、試験研究についても連絡調整会議が催されているようで、つまり連携といっても実質的な連携を進めることは大切だとは思いますが、どうしてもこういった会議の開催等々の方で非常に時間的・労力的にむしろ負担が増えているような感じもいたしまして、例えばこれを少し絞るなり、効率的に運営するなりということが必要なのか、そうでないのかということを知りたくて質問した次第です。

小木津総務課長 関係府省の連絡会議の一番上部の会議というのが部局長クラスが主なる構成員となって開催している会議でございますが、これが大体四半期に一度ぐらいやっております、ここがすべての取りまとめをやっております、大きな課題についてはいろいろと意見交換をするということで、そういう頻度でやっております。

それ以外に具体的な関係といたしまして、リスク管理機関から諮問を受けてリスク評価を行う。あるいは報告を受けて、それについて審議をするという仕組みになっておりますので、これは委員会が毎週開催されますので、その前の週に課長クラスで集まって、その案件について事前にポイント等々について、あるいはスケジュール等について調整をするということをやっております、こちらの方は毎週金曜日にやっております。

リスクコミュニケーション担当者会議の方は、これはまさにリスクコミュニケーション、意見交換等を実際にやっておられる担当の方々が密にいろんな具体的な日程調整とか方針等を調整するものとして、2週間に一遍の頻度でやっております、これはメンバーがまた異なっております。

それと先ほどおっしゃいました試験研究の関係の連絡会議でございますが、こちらは一番上のレベルでありますと、委員会は委員長、農水省、厚労省もその研究の責任の方が入った議論になるんですが、こちらの方は主に年に一度か二度、新しい研究課題を進めていくに当たっての事前に重複がないようにするとか、効率的にやっていくという観点からの大局的な意見交換をやっておりますが、それ以外に実際に課長ないし課長補佐クラスで試験研究の具体的な課題について調整をするというのは、もう少し頻繁にやっております。

これは具体的な必要性があったときにやるものですから、ある程度、事業のスタート時点あるいは事業の総括を資するような時点で集中的にやっていると思われませんが、こちらの方は定期的な頻度は申し上げられないのですが、そんな状況です。

食品安全の関係の地方公共団体の窓口の方との意見・情報交換は年に1回やっているという状況でありまして、具体的な目的がそれぞれ特化しておるので、今のところ比較的効率よくやれているのではないかと考えております。

富永座長 よろしいですか。

福土専門委員 ありがとうございます。

富永座長 外に何か御意見あるいは御質問はございませんか。どうぞ。

鋤柄専門委員 全体的なことの質問というか所感なんですけど、今回、テレビ報道での一連の納豆の事件とか製薬会社との衛生管理に関する製品の問題のことに関して、人からいろんなことを尋ねられる機会がありまして、食品安全委員会というものは一体何をしているんだということを聞かれました。

その中で、消費者の皆さんが、食品安全委員会で何をしているのか想像していること、期待していることがあると思うんですが、これだけのことをやっっているながら、何か消費者の思っていることと、この委員会の在り方に少しずれがあるように感じました。どちらが正しいとか調整が必要だとかいうことではなくて、この中のリスクコミュニケーションの形とか在り方が非常に難しいということを感じている次第です。

富永座長 所感でございますね。全くそうですね。

外に何かございますか。どうぞ。

近藤専門委員 10 ページの関係なんですけど、去年の5月29日からポジティブリスト制度が開始されまして、半年間経過したわけですが、これによって全国的に指導等また摘発等いろいろとございましたら、参考までにお願いたしたいわけです。

森田情報管理専門官 厚生労働省です。国内におきましては、都道府県等で試験をされるということでございます。輸入食品につきましては厚生労働省の検疫所が担当してやっております。輸入のものについては、違反となったものの情報についてHPで公表しております。都道府県等においても公表のスキームがあると思いますけれども、今ちょっと何件というような違反のデータを持ってございませんので申し上げられませんが、申し訳ございません。情報収集していきたいと思っております。

近藤専門委員 ありがとうございます。

富永座長 外にどうぞ。

伊藤専門委員 16～17 ページにかけて、特に17ページの右の上辺りで、今回の鳥インフルエンザの状況について、現場にいて連携がいかにあっただかということで、具体例をお話ししたいと思います。

テレビの報道を含めて、私が見る限りは、省庁と宮崎県との連携がよく理解できましたし、具体的にはチェーンストア協会を通じて、いろんなお願いや指示も回ってきました。

東京農政事務所からは直接私どもの方に、店頭でのPOP等で宮崎県産は扱っていませんとか、そういうやってほしくないようなやり方をされていませんねという確認までありまし

た。

地方農政局、農政事務所は何店舗かにお立ち入りいただいて、店頭で実際そういった表現も確認をしていただいていたので、それと併せてテレビの報道で、我々は検査結果がどういうふうに報道されるかを待っていたんですけれども、N1なのかN2なのかが一番欲しかった情報だったんですけれども、最初に出たのはH5型であるということがまず最初に出て、さすがうまくやっているなというふうに思ったんですけれども、週末が入っていましたし、最終的に間を置いて、N1型ということで、その辺のプレスリリースの仕方といいますが、公表の仕方、発表の仕方も非常にうまくいっていたのではないかと考えています。社内でもマスコミ等が問い合わせが来ますから、広報室、仕入れ部門、私たちのQC部門で連携して、いろんな対応を過去経験していますので、実際に準備ができたという意味では、本当に収まったかどうかの結論はまだ出ていませんけれども、いい形で連携ができていた対応であったのではないかとというふうに非常に高く評価しています。

以上です。

富永座長 ありがとうございます。大変お褒めの言葉で、関係者も大喜びのことだと思います。コメントですね。

外に御質問でもどうぞ。

山根専門委員 21ページの表示制度の「2 普及及び啓発」の(1)で相談業務、連携の強化を図っているということなんですけれども、この具体的なところが随分説明が簡単な気がして、もうちょっと具体的な場所とか内容を教えていただければと思うんです。

富永座長 例えば全国6か所とはどこかというようなことですか。

山根専門委員 一元的な相談窓口ということは各省庁で連携して、そういう施設があるということなんでしょうか。

森田情報管理専門官 厚生労働省の方から御説明します。表示に関する一元的な相談窓口ということでございます。平成16年5月からなんですけれども、6か所で行っております。具体的な窓口は、社団法人日本食品衛生協会あるいは独立行政法人農林水産消費技術センターといったところで行っております。

開催をする日付けも各箇所でも異なっておりまして、例えば毎週月曜日とか火曜日とか、そういったような各開催場所で異なっているようでございます。場所は東京、名古屋、神戸、埼玉、福岡、大阪といったところになってございます。

富永座長 ありがとうございます。よろしいですか。

山根専門委員 はい。

富永座長 どうぞ。

佐々木専門委員 質問ですけれども、答えられない場合には年報等に記載していただければいいと思いますが、20ページで食品安全総合システムが、この間ずっと強化して構築が進められているということなんでけれども、データベースとして一体何件収納されているのか。それはいわゆる生物系、物質系あるいは新機能食品という形で、どういうふうに進められているかということが毎年分かるようなまとめ方がいいのではないのでしょうか。

ひょっとしたら物質しか入っていないのかなということもありますし、どんどん新しい情報が入ってきて、更新等々も必要になってきますので、必ずしも件数とそのデータベースの能力は一致しないかと思うのですが、分野ごとの数値がきちんと分かるようなまとめ方がいいのではないかと思います。

会議、あるいは調査ということですが、具体的にどういう課題を持って行って、どういう成果が得られたのか。あるいは各省庁と一緒に行動されている場合も多いと思いますので、やはりせっかく行ったからには、かなり大きな成果を持ってきたんだろうと思いますので、それが公開されるような形でまとめていただけないかと思います。一般企業ですと出張報告書というのがありますが、リスク評価のために、あるいは施策のために行っていることだと思いますので、リアルタイムということは無理かだと思いますので、年報等々でこういうことをやってこういう成果が得られたぐらいのコメントは是非入れていただきたいなと思いました。

リスコミのところですけども、これも年報の方には、きちんといつ、どこで何をやって、何名参加して、こういう成果が得られたということがまとめられると思いますが、この調査会の中でも概要が分かるような資料を是非一緒に出していただきたいと思います。考えるときの基礎資料がありませんので。例えば地域の指導者養成ですか、今までこんなところをやって、こういうことでしたよということが分かるような資料もできれば、出していただければありがたいなと思いました。

以上です。

富永座長 ありがとうございます。御要望でございますから、また事務局で御検討いただきたいと思います。どうぞ。

境情報・緊急時対応課長 最初の食品安全総合情報システムの現在の調べた件数ですけども、記憶では一万三千七百数十件、現時点で情報を収載しております。これにつきましては、確かに分類されてはいませんけれども、一応言葉で組み合わせも含めて、検索できるシステムになっておりますので、是非ホームページを通じて御活用いただきたいと思っ

ております。

ただ、たくさんの情報が集まっておりまして、検索システムはありますけれども、やはり案件ごとに集大成したようなものをまとめる必要があるだろうということで、今後すぐに着手するんですけれども、各ハザードごとに情報データシートといたしますか。リスク管理官庁ではリスクプロファイルと呼ばれているんですけれども、それに似たような評価の案件も加えたようなものを今後、案件ごとに採りまとめていくということを考えております。

海外の出張とか機関との意見交換ですけれども、対応としては今おっしゃいましたように、役所としては復命書を出して、必ず委員会の内部では報告会を開くことにしておりますから、委員会の内部では周知が図られておりますが、一般に公表はしておりません。

専門委員の先生方にもいろいろ OECD だとか JECFA だとか、そういうところに行っているだけでありますので、やはり関係の分野において専門調査会でも御報告いただくことが、今後のリスク評価に役立つのではないかと考えておりまして、そういう改善を進めていきたいと考えております。

富永座長 ありがとうございます。どうぞ。

永田リスクコミュニケーション官 佐々木専門委員から御質問がありました、地域の指導者育成講座を簡単に口頭で御説明させていただきます。

今年度は全国で県、保健所設置市などと共催をいたしまして、全国 14 か所で実施する予定です。1 か所辺り大体 50～100 名ぐらい。これは行政から消費者の方あるいは食品関連事業者の方、一部公募の方も入れておりますけれども、50～100 名の方を対象に、午前中は食品のリスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての講演、午後からはロールプレイングみたいな感じでコミュニケーション能力を高めるための演習を実施しております。

以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。どうぞ。

市川専門委員 今のお話に関連しまして教えていただきたいんですけれども、そのようにして養成された地域のリーダーの方々というのをこれから具体的にどのように活用されていくのでしょうか。

永田リスクコミュニケーション官 1つは、食品安全委員会で登録をいたしまして、その方たちに食品安全委員会の活動についてよく分かるように情報をお渡ししていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域のいろんな集まりの中で、食品安全委員会の活動なり、リスク分析、科学的な食の安全の考え方というものを普及していただけることを期待しております。今後とも継続して、食品安全委員会との関係をきちんとつくっていきたくと考えております。

市川専門委員 具体的な場の提供とかいうものもあるんでしょうか。例えば人材登録まではよくいろいろな主体の方がなさるのですが。食の分野だけにかかわらず、いろんな環境の分野でもあるんですけども、それから先の場の提供がうまくいかないから、せっかく養成した人たちが人材として活躍する場がないという話をよく聞くのですがいかがでしょうか。

永田リスクコミュニケーション官 基本的には、これは地方・地域でやっていただくことでして、地方自治体と連携をして、地方自治体とともにそういうことを働きかけていきたいと考えております。

富永座長 外にございませんか。どうぞ。

市川専門委員 別件です。23ページの「第10 環境に及ぼす影響の配慮」で、農水省関係の方に教えていただきたいんですけども、右側の3行目のところに、18年度は20%の向上に向けて数値目標として定めて、食品廃棄物などの発生の抑制、減量、再生利用の推進に努めているということです。

現状はこの20%の目標に対して、18年度はどのような状況にあるのかをお教えいただきたいということが1点。

もう一つは、18年9月からは、環境省と農水省の合同の会議ということで、基本方針の見直しに入っていらっしゃるということですが、大体どの辺りの着地点を目指していっていらっしゃるのか。分かる範囲で教えていただけたらと思います。

富永座長 それでは、農水省及び環境省の関係者から、お答えいただきたいと思います。

古畑課長補佐 農林水産省です。今、お尋ねいただきました、平成18年度に20%まで食品循環資源の再生利用の実施率を高めるという数値目標に対して、まず現状でございますが、17年度におきます発生量ですけれども、136万トンの食品廃棄物がございまして、その実施率は食品産業全体では52%という状況にございます。

今後、これらの発生量に対しまして、再生利用について、それぞれ個別の業種ごとに状況は違いますが、その改善を図っていくということになるかと思っております。

もう一つお尋ねがありました、両審議会の合同会議の関係ですけれども、基本方針はおおむね5年ごとに見直すことになっておりまして、まだその中身について実施目標等を盛

り込むわけでございますけれども、現在、パブリックコメントにかけている状況にありますので、これらは必要に応じて寄せられた意見を反映させながら、最終的な取りまとめの内容を決めて、新たな目標の設定ということで判断をしていく予定で、現状はそのような状況にあるということです。

中身の話の詳細が手元にないものですから、必要があれば、また御説明するというようにさせていただきたいと思います。

富永座長 どうぞ。

市川専門委員 よく理解できなかったのですが、また改めて個別にお話をさせて、お聞きできればと思います。ありがとうございました。

富永座長 ありがとうございました。外にございませんか。どうぞ。

山本専門委員 リスク評価の問題なんですけれども、健康影響評価のところに入るのか、試験研究のところに入るのかはよく分かりませんが、そもそもリスクを評価するということで、例えばこれは経済産業省の所管なのかもしれませんが、独立行政法人の産業研究所辺りが化学物質のリスク評価ということで、いろんな手法を開発し、そういったことで議論されているものがあると思うんです。例えばある物質のリスク評価をするときに、それがその物質の暴露されたことによる平均余命を見るとか、ある単位辺りの死亡率を見るとか、そういった一定の評価基準に基づいて、化学物質をリスク評価しようという動きが実はあるんですね。

そういう意味からしますと、食品安全センターがやっておられる健康評価、リスク評価も多分、農林水産省、厚生労働省、環境省といった直接的な食品中の物質に関わるリスク評価ということから考えて、関係省庁が入っておられるんだと思うんですけれども、もう少し広く、リスク評価というのはそもそもどういう手法でやるのが一番いいのかといったような研究がそろそろやられてもいいのではないかと実は思っているんですけれども、その辺について、何か動きみたいなことは考えておられませんかでしょうか。

國枝評価課長 今、御指摘の件ですけれども、特に化学物質の関係について国際機関なども、例えば IPCS とか、あるいは関係省庁などでもそういう検討をされています。また、食品安全委員会でも、研究事業の中で、そういった化学物質のリスク評価ということで、現在、発がん性については既に検討を始めております。

来年度についても、いろいろな動物実験の結果から、実際にヒトにどうかということを外挿する場合の不確実性みたいなところについて、どういった手法がいいかということで、そういったものについて公募しております。

山本専門委員 どうぞ。

境情報・緊急時対応課長 後ほどまた御説明しますが、いわゆる食品健康影響評価技術研究の中で、食品安全委員会も平成 17 年度から委託研究をやっております。

目的は、当然のことながら、評価手法の開発とか、特に科学的な視点において評価手法の開発を行っておるわけでございます。

分野は、当然、化学物質、生物系、新開発食品、リスクミ、大体大きく分けてこの 4 分野について研究を行っております。

その外に、厚生労働省、農林水産省において、従来からリスク管理も含めて調査研究が行われておりますので、そこは、先ほども総務課長の説明にありましたように、18 ページにありますように「食品の安全性の確保に関する試験研究機関の推進に係る関係府省連絡調整会議」といった場を活用しながら、重複の排除というのもありますし、今、山本専門委員から御提案がありましたように、やはり広い意味でリスク評価をどういうふうにやっていくかといったものも今後の検討課題かと思えますけれども、まだ具体的に着手はされていないというのが現状でございます。

山本専門委員 1 つだけ、これは蛇足なのかもしれませんが、言わせていただきますと、BSE のリスク評価のときに、これは食品安全委員会の中でもプリオン専門調査会の各先生方がいるんなお話をされていますけれども、現状の中では全頭検査をやるかやらないかの問題もありますし、危険部位の除去の仕方にもよると思うんですけれども、いわゆる、今、日本におけるリスクというのは、例えば 1 兆分の 1 だとか、何兆分の 1 だというような話が出てくるわけです。そのことが、どうも、国民の中で理解されていない。

どういう意味なんだというようなことが、やはり、せっかくいろいろやっていただいているリスク評価の内容を国民に理解してもらって、きちっと食品安全委員会として役割を果たしていただくところまでなかなか行かないということの根本になっていないかと思ひまして、そういう意味からすると、そこら辺の研究をきちっとやっていただいて、そこら辺を是非、食品安全委員会として、リスク評価はこういうことなんです。こういう結果、このリスクです。それを予防原則という観点から、どれだけコストをかけて、どれだけ手間暇を掛けてやればどうなりますというような観点の説明の仕方をしていかないと、なかなか、今の世の中でリスクが理解されない。

それに対して、先ほどメディアの話が出ましたけれども、メディアの取り上げ方も、そういう意味での理解がきちんとできていないために、ハザードの大きさだけを取り上げて云々ということで、どうも世の中全体が理解できていないということを何とか払拭してい

ただきたいと思うものですから、是非、この辺の研究に取り組んでいただければと思います。

富永座長 ありがとうございました。よろしいですか。

大体、これで1時間ぐらい経過しましたので、30分ほど討議しましたし、議題(1)はこれぐらいで、一応、打ち切りたいと思います。

今回、各専門委員からいろいろな御要望・御意見が出ました。それを十分考慮しまして、また、この資料を再点検したいと思いますが、特に具体的には、21ページの中ほどの「2 普及及び啓発」の記述が簡単過ぎるのではないかという御意見が山根専門委員から出ましたので、この部分も含めて事務局で再検討しまして、この資料をもう一度チェックし直して、最終的な報告にしたいと思います。

その作業は、これまでのように座長の私と事務局にお任せいただきまして、それは後ほど御報告しますけれども、その資料を食品安全委員会へ報告したいと思いますが、そのような手続でよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

富永座長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、まだ関係省庁の方がお見えでございますから、せっかくの機会ですので、この議題1に関係しなくても、何か御質問なり御要望がございましたらお伝えいただきたいと思いますが、よろしいですか。

どうぞ。

伊藤専門委員 昨年末からノロウイルス騒ぎで、実際にいろんな状況が見えた部分がありました。社内でも症状調査といいますか、出た人は必ず報告しなさいということでピックアップして、全店から約200人ぐらいピックアップして、食品の従事者であれば外す。それから、休んでもらう。お医者さんに行ってもらう。いろんな状況の中で、お医者さんに行くと、これはノロだなとすぐ言われてしまうような状況で、検便の結果もないのに、そういう状況が全部でした。

この200何名かのうち、1人も診断書にノロウイルスが原因というふうに書かれた者はありませんでした。検査をしていただければ、多分、そういうのも出たんでしょうけれども、診断書をお客様とのトラブルの間でどうしても書いてほしいとお願いすると、急性胃腸炎とか、感冒性胃腸炎とかそういう表現にならざるを得ませんでした。

いろんな状況を確認していったんですけれども、まず検便するに当たっても健康保険が効かないというのが見えてきました。私も初めて知ったわけですが、我々が通常、

検査機関に頼んでも、最低1万円以上というふうに言われています。通常のサルモネラ、O157は、今、数百円でできるわけですがけれども、お医者さんによっては、吹っかけたかどうかはしりませんが、3万円と言われて、うちの本部の社内でも、それではやめず、自分で治しますと言って帰ってきた者もいるようです。

多分、カキがルーツであることはほとんど否定できないと思うんです。加熱をすれば当然問題はないわけですがけれども、このパターンは2次感染、3次感染型にほとんど変化してきていますので、今年は特に出方が早かったわけですがけれども、生食のカキはうちもすぐやめてしまいましたけれども、いずれにしてもカキ全体は売れなくなりましたし、パターンが毎年繰り返される感じがしますので、厚生労働省でなるべく早く、安く検便ができるとか、そういったところに政治的な配慮をいただければというふうにつくづく思っているんですけれども、もし御回答がいただければありがたいと思います。

以上です。

富永座長 どちらでも御要望をお聞きいただだけでも結構です。

森田情報管理専門官 食品の分野と保健の分野と少し違いますので、申し訳ありません。

伊藤専門委員 私も医者ではありませんのでね。

山本専門委員 同じようなことで、私ども食品生産の中でも若干似たような事例がございまして、私どもの場合は食品生産工場ではなくて、ある物流関係の事業所なんですけれども、たまたま、私ども食品工場も含めて、毎日、毎朝、これはノロウイルスに限らず、従業員の健康調査というのは必ずやるんです。その中から、やはり嘔吐しました、下痢がありますみたいな従業員がいますと、必ずそれに対して医者に行かせるんです。

私どもは、現時点ではノロウイルスを疑って、ノロウイルスの検便を受けさせています。そうすると、今、伊藤さんがおっしゃったように、安いところで7,000円ぐらいで、高いところは1万円。実は、ある事業所でそれが起こって、これはいろんなところ、行政機関とも相談しまして、やはりある人数でノロウイルスの検査をやるうということをやったんです。数百万円かかりました。やはり、そういうことをやりながら、当然、お客様に商品・サービスを提供していますので、安全を期するというので、大変苦勞をしているんです。

やはり、ここは、今の状態で食品由来なのか、環境由来なのか、ヒト-ヒト関係と申しますか、だれかが嘔吐・下痢をしたときに、極端な場合、家庭から持ってくるということがあるんです。そういうことが大変、ある意味では深刻な状況になっていまして、食品産業全体が困っているのではないかと。多分、伊藤さんもかなりお困りではないかと思えます。

そういう意味では、これを何とかしてくださいというのは変な話ですけども、やはりそういう現状があるということはまず御理解をいただきたい。それに対して、私どもは相当努力はしていますけれども、なかなか難しいんです。そのところは、逆に消費者に対しても、ある程度、理解をしてもらうような努力を、私ども産業界と、行政の方も含めて、何かもう少しまい形で説明をし、理解をして、納得してもらうということはできないだろうかということをお断りせず考えておるといことで、事例として、せっかく伊藤専門委員がお話しされたので、私どもの事例も付け加えさせていただきたいと思ひます。

富永座長 ありがとうございます。切実な要望でございますね。

外にいかがでしょうか。

どうぞ。

近藤専門委員 せっかくですので、BSE の件なんです、昨年末、獣医師会の講習会がありまして、専門家から聞いておりましたら、日本のと場での BSE 検査そのものは非常に良好に推移している。また、死亡牛についても全頭検査で安全性が確立されているということなんです、そのと場でのピッシングの問題なんです、それについて非常に日本はまだ遅れているのではないかというような話がありまして、実際、どの程度、全国的には普及率があるのか、お聞かせいただければと思ひます。

森田情報管理専門官 ピッシングに関しましては、今、中止に向けて取り組んでいるということでございます。

ピッシングの中止に関しまして、今、どのような状況であるかということでございますけれども、平成 18 年 10 月末時点でピッシングを中止している施設は全体の約 6 割でございます。今、実施しているのは 4 割ぐらいあるということなんです。

それから、今後の予定ですけども、平成 20 年度末時点ではすべて中止をされるというような見込みになっております。

もうちょっと段階的に申し上げますと、18 年度末時点で約 65% で、19 年度末時点で 97% の中止をするというような見込みになっております。

以上です。

近藤専門委員 ありがとうございます。

富永座長 外にございませんか。

どうぞ。

山根専門委員 前回の会で話題になりました、照射食品についてなんですけれども、私も消費者にとっては関心が高いということをお言ひましたし、それで議論があつて、評価案

件として候補に、そういう方向で報告になったと思っています。この関心が高いということとは、それだけ、やはり安全性とか必要性に消費者がみんな疑問を持っているということだと思います。

私も不勉強でよく分からないことがたくさんあるんですけども、今ある新しいデータで、それをおさらいして評価へというふうに急いで進もうということでこの案件になったということであれば、私たちとしては違うのではないかと感じていまして、例えば食品安全委員会でも平成 16 年と 17 年に 2 回調査しているようですので、それをもう一度、きちんと吟味する必要もあるだろうし、海外の実際の今の企業とか消費者の受け入れ方がどうなのかということを検証したりですとか、また品目ごとにも研究の必要もあるように聞きます。

そういうふうにいるいろいろ考えると、まだまだデータが足りない、十分ではないのではないかとことを思いますので、今後は厚労省のそういう管理する側の対応をこちらとして見守っていくような立場なのかもしれないんですけども、速やかに評価作業をどんどん進めていくという方向にはクエスチョンマークというのを持っていますので、意見として一応、言わせていただきました。

富永座長 ありがとうございます。照射食品については、次の議題で検討いただきたいと思います。今、厚労省の担当者も御出席でございますから、そういうこともお聞きいただければいいと思います。

外にいいですか。

どうぞ。

市川専門委員 今朝、NHK のテレビを見ていたんですけども、日本一の給食という地方の局の小さな、決して小さくないんですね、日本一の給食という PR の番組です。その中で、よく使われるパターンなんですけれども、栄養教諭の方が、安心して食べてもらうために農薬は一切使わない食材を使ってという表現が強調されて放送されていました。私にはちょっと引っ掛かりました。文科省の方でも、食育ということで一生懸命取り組んでいらっしゃるというの、情報としてはよく伝わってくるんですけども、現場の栄養教諭の先生方に届いているのかなというのが、今朝感じた素朴な疑問でした。その辺り、文科省の方がいらっしゃればお聞かせください。

井上健康教育企画室長 文部科学省でございます。お世話になります。

栄養教諭制度につきましては、御案内のように 17 年度から創設されて、今年の 1 月現在で全国で 358 名配置されています。来年度もまた、多くの自治体で配置が進むという状況

でございます。

御案内のように、栄養教諭は、栄養教諭普通免許状を取得してなっただけでございますけれども、栄養に関する科目と教職に関する科目を履修しないといけないという形になってございます。

子どもへの指導体制を充実するという形で配置を決定し、進んでいるところでございまして、それぞれの専門知識を生かして子どもたちに教育を行っていただいているのが現状でございます。もし何か具体事項がございましたら、各都道府県の教育委員会、担当部局等に連絡を頂いたら、適切な対応が執れる形になるかと思います。個々の事項につきまして、今、情報を持ってございませんので、コメントを控えさせていただきます。

富永座長 どうぞ。

山本専門委員 せっかくですので、私からも一つお伺いしたいんです。

今、実は食品添加物の安全性に関して、これはずっと何年かに一度必ず起こるんですけども、かなり深刻な状態のバッシングが世の中で起こっているんです。最近の状況は私、調べていないものですから分かりませんが、実はそういうことが起こったときに、食品添加物協会、その他という話をしながら調べたんですけども、実は教科書の中に食品添加物というのは危険なものだからできるだけ食べないようにしましょうということが、残念ながら今、ないのかもしれない。あるかもしれない。それは調べていません。そういうことが教科書に書かれているという事例がやはりあるんです。

ここは、逆に文部科学省の立場としてそういうことがあったときに、全然気にしていないのかなということも変なんですけれども、どうもそういう状況がまだまだ世の中に蔓延しているということがあります。先ほどちょっとリスク評価の話も申し上げましたけれども、このところも是非実態を調べていただいて、多分食品添加物協会は、そういう教科書があったときに文部科学省さんに、きちっとこういう事例がありますけれどもいかがなんでしょうかという申し入れをしたと思うんです。それが通じているか通じていないかはよく分かりませんが、残念ながらそういうことが今の日本の教育の中になんかあるんだということは事実だと思います。

ちょっと福士さんには大変申し訳ない言い方ですけども、これは逆にメディアの方もそういうことを実はある意味ではセンセーショナルがありまして、そのところをやはり行政の方も、私ども産業界も含めて協力して直していかないと、なかなか適正なリスク評価ができない。

一方で、これも毎度言われていますけれども、日本の食の供給が海外に依存している状

況の中で、本当にいいんだろうかという疑問は絶えず持つんですけども、今回は事実  
に即した話ではないんで、間違っているかもしれませんが、是非その辺は一度調べて  
いただければありがたいという意味でお話をさせていただきます。

富永座長 どうぞ。

宮脇専門委員 文科省の方に、今、山本専門委員が言われたことを聞いてふと思い出し  
まして、私の方も是非お願いしたいことがあります。

先ほどの教科書のことなんですけれども、先日、全国の JA 大会というのがありまして、  
そこで大学の先生が言われた言葉の中で、今、子どもたちの教科書の中に「農業」という  
言葉が一言も載っていないということを発表されたんです。それは本当なんだろうかと  
思いながら、やはり命をつくる食ですから、私たち農業者としても全力を挙げて食育にこ  
れから進んでいこうとしているところでありますので、是非子どもたちにそういう食の現  
場というのを教えるためにも、教科書の中に農業のことを入れていただけるようお願い  
したいと思います。今、思い出しまして、簡単でごめんなさい。失礼いたします。

富永座長 どうぞ。

井上健康教育企画室長 教科書、あるいは子どもへの食育について御意見を頂きました  
けれども、まず教科書について、食品添加物が即危険である、適切ではないという表現が  
教科書にあるというのは、私、把握してございません。確認いたしますけれども、恐らく  
それはないのではなからうかと思えます。教科書検定制度によって内容を精査して教科書  
がつくられていますので、食品添加物が即危険ということはちょっと考えられないのかな  
と思えます。

また、御意見を頂きました「農業」という言葉が教科書にないという点について、産業  
の1つとして農業は位置付けられていますので、当然教科書には記述されていると思いま  
すけれども、それはさて置いても、やはり今後、子どもたちへの食育の重要性というのは、  
食育基本法ができてますます高まっているところでございます。

今、教育内容のガイドラインである、学習指導要領の改訂作業を中央教育審議会で御議  
論いただいておりますので、食育、食に関する指導の充実を図っていかねばならないと  
いう御議論をいただいておりますので、今後、担当としては食に関する事項を充実させ  
なければと考えているところでございます。

富永座長 ありがとうございます。

どうぞ。

齊藤事務局長 添加物の問題ですけども、今、文科省の方がおっしゃられたとおりだ

と思います。

1つは、教科書でそういうものが取り上げられているということではないと思います。

ただ、前のリスク官のときに、教科書の副読本の件でいろいろ議論がありまして、副読本の中には添加物について必要以上に危険性を強調している部分があるんで、そのお話はたしか、事務レベルで文科省の方とさせていただいたことがあろうかと思います。事実関係はそういうことだろうと思うんですが、添加物の問題、その他も含めて、食品安全委員会の立場としては、きちんとした評価をするということで安全性を確認したものについてはそういうお答えをお返ししているわけです。

評価はきちんとやっていく。もちろん、過去に厚生省の時代に評価されたもので、再度その評価をしていないものもありますけれども、評価の依頼のあるものについてはきちんと評価をしている。ですから、その範囲内で適正に使用される限りこの問題はないというのは、こちらでもお話ししているとおりです。

そういう意味では、あとはコミュニケーションの問題というところがかなり大きいんだろうと思います。行政側というんでしょうか、役所でいろいろ努力できるところは、添加物についてのリスクコミュニケーションの回数はそれほど多くはないかと思いますが、厚生労働省などを中心にやっておるわけです。なかなか難しいところがあるというのは事実だと思います。

他方、ここは各関係の方々の御意見を承る場ですので、こちらから業界の皆さんがということをお願いするのはあまり適切ではないのかもしれませんが、一方では添加物を使うことについて業界の中でいろいろな意見をお持ちの方がおられる。そういう中で、そこはあまり言いがたいところですが、私たちがきちんと使えば安全なんですということを言っても、それに対して別の、まさに使っておられる方々から別の発信がされている。そういう問題は、やはりここは業界としてもきちんと考えていただかないと、と思うんです。

適正に添加物を使用されている業界の方々にも、やはりそれはなぜ必要があって使っているのか、それは必要な範囲できちんと使っているんだ、という情報発信をしていただかないと、役所の方にすべて任されても、やはりそこは関係の方々がいるんな意見を持っているという中のお話ですので、正しいことをお伝えするということは当然やらなければいけないし、その努力もしなければいけないんですが、一方ではそういう現実があるということです。

山本専門委員のお話の中で、先ほどリスクの認知のことについてもございましたけれど

も、やはりそういうことについて私たちとしても十分努力はしているつもりです。ただ、不十分なところはたくさんあると思います。ですから、それを御指摘いただくことは大変ありがたいことなので、できる限りそういうことで進めたいと思っております。その一方では食品産業、流通も含めて、食に関わっている産業の方々も積極的な情報の発信をしていただかないと、やはりプロセスが分からないことに対して消費者の方々が不安を抱いているというのは、やはりあるんだろうと思うんです。

ですから、いかにリスク評価の結果、これはそういうことです。この範囲は大丈夫ですということを、管理官庁はそれぞれきちんと御覧になっているわけですがけれども、一方では情報の発信という観点からは、関係業界の方もきちんとやっているということ、やはりもっと発信していかないとおかしいんじゃないかなという感想も私たちは持っています。もちろんそれで決して責任を行政側でないとしようというつもりではありませんけれども、要するにそういう意味での利害関係者、消費者、いわゆる一般の市民という観点から、関係者がみんなが努力をしなければいけない中身でありますので、そのために行政としていろいろとそういう条件整備だとか、支えなければいけないということについては、まったく異論はありませんけれども、皆さん方にもいろいろ考えていただきたいことがあるというのもやはり正直なところではあります。

富永座長 ありがとうございます。大変いい総括的なコメントでございました。これで一応、打ち切らせていただきまして、次へ移らせていただきます。

関係省庁の方は、これで退席していただいて結構ですが、残って自由に聞いていただいても結構でございます。ありがとうございます。

それでは、その次の議題は「(2)その他」でございます。報告案件が2、3あるようでございます。最初の案件からお願いいたします。

小木津総務課長 それでは、参考資料3に基づきまして御説明させていただきます。

これは、前回の企画専門調査会でも御議論があったわけですが、自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について、その審議結果を取りまとめて、委員会の方に報告するということになっておりますが、その報告の体裁につきましては座長一任という扱いになっておりますので、本来、それで進めさせていただくということではあります。ただその準備が終了しておりませんので、その報告する予定の文書を用意させていただいておりますので、御確認の意味で御紹介させていただきます。

参考資料の2でございますが、18年度は10の案件につきまして候補とすべきかどうかという点につきまして、16回と17回に渡りまして、企画専門調査会で御議論いただいた

わけでございます。

前回の17回の企画専門調査会で広報案件が絞られたわけでございます、まず、17回で残っていた案件で、その方向性が決まったものとして、ヒジキ中の無機ヒ素に関する食品健康影響評価につきましては、無機ヒ素についてはファクトシートを作成する。有機ヒ素については情報収集を継続するというので、評価案件候補としては挙げないという整理でございました。

また、食品への放射線照射についてでございますが、こちらについては、自ら評価の選定の考え方そのものに当てはまるという点では、ちょっと適さない分がございますが、議論の中では国際情勢を踏まえて、我が国でもリスク評価を行うべきであるという趣旨から広報案件として委員会に報告すべきであるという結論になったと承知しております。

裏側にまいりまして、非定型スクレイピーの関係が17回でも議論になったわけでございますが、こちらの方は広報案件とはしないけれども、情報収集を継続するという整理になったかと思えます。

また、5番目のクロロプロパノールに関してでございますが、既存の科学的知見の範囲でファクトシートを作成してはどうかという御議論があったかと思えます。

また、7番目のフランにつきましても、リスク評価というよりも既存の科学的知見の範囲でファクトシートを作成してはどうかという御議論であったかと思えます。

以上のような整理をして、委員会の方に御報告したいと思っておりますが、そして、委員会でその取扱いについて検討していただく。報告する案件としては、広報としては食品への放射線放射という案件を広報案件として報告するということになるわけでございますが、前回の企画専門調査会の後、動きがございました。印で記載してありますとおり、昨年12月18日に厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会におきまして、内閣府の原子力委員会の決定の食品への放射線照射についての報告がございました。

そして、今後の厚生労働省の取組について、事務局からの説明の中で、原子力委員会の報告書のさらなる精査を行うということ。安全性の評価に必要な科学的知見の精査を行うということ。

また、事業者における照射技術の必要性について検討を加える。あるいは消費者の意見などを踏まえて検討するということなどについての話があったと聞いております。

また、この分科会の下に置かれました食品企画部会の方に今後報告する予定になっているということ伺っております。

ということですので、本件につきましては、原子力委員会の通知を踏まえた厚生労働

省などのリスク管理機関における対応状況、これを一つには見極めていく必要があるだろうという点が1つございます。

また、先ほど山根委員からも御指摘がございましたが、消費者団体の中には、消費者食品の受け入れについて、反対の意見を表明されているところもございます。

そういったことですので、委員会で、この案件についての取扱いについて、具体的な検討に入る前に、前広に消費者団体との意見交換を行うことも必要ではないかと考えておりますので、そういった点を踏まえた後に、準備が整えば委員会の方に御報告する。そして、委員会で御判断いただくという段取りになろうかと思えます。

この件については、以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。ただ今御説明いただいたとおりなのですが、これは審議事項ではなくて報告ですけれども、それでも一応御質問とか御要望はお聞きできると思いますので、何かございましたら、どうぞ。

それでは、ただ今総務課長さんから御説明がございましたけれども、2番目の食品への放射線照射に関する食品健康影響評価につきましては、リスクマネジメント機関の厚生労働省での動きもございますので、それを十分見極めて適切な時期にもう一度事務局から報告してもらおうという形を取らせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

富永座長 それでは、次は平成19年度の食品安全委員会予算案の概要です。これについて御説明ください。

小木津総務課長 それでは、平成19年度の食品安全委員会の予算案の概要につきまして、参考資料3に基づきまして、御説明をさせていただきます。

この御説明は、次回、19年度の運営計画を御審議していただく上での参考情報となるかと思ひまして、御説明をさせていただきます。

まず、1枚目でございますが、食品安全委員会の予算は、毎年14億程度でございますが、19年度は14億9,400万円ということで、5,000万円弱の増ということで決着しております。19年度の予算編成に当たっては、中ほどに書いてありますように、設立後、3年の経過を振り返りながら業務の着実かつ効率的な執行を実現するための重点的な推進を図るといふことで、以下、3つの事項につきまして進めさせていただきたいといふことで要求しているところでございます。

1つ目の観点が入リスク評価に役立つ技術の開発研究を一層促進していくという観点。

2つ目といたしまして、創意工夫を凝らしながら様々な手法、媒体を用いて、更に積極

的なリスクコミュニケーションの取組を推進していきたいという点。

また、緊急時対応あるいはリスク評価の対応等々を着実に実施していくための体制の整備という観点でございます。

2ページ目を見ていただきたいと思います。そういったことで、3つの分野で整理しておりますが、まず、リスク評価の分野でございますが、評価技術研究の推進ということで、今年3億6,400万円の予算を獲得しております。これは研究領域を選定して公募を行う、後ほど御紹介いたしますが、そういう競争的研究資金でございますが、ほぼ3か年でこの研究が終了するというところでございますので、毎年度、新規の研究課題が新規に採択できるという仕組みが、今年度やっと整いました。3年計画で増額が確保できました。

また、その下でございますが、海外へのリスク評価結果の情報発信ということで、より積極的に評価書情報を英訳していくという予算を確保したところでございます。

また、リスクコミュニケーションにつきましては、推進事業の拡充の中で、リスクコミュニケーションのコミュニケーションツールの政策、あるいは食品関連指導者、リスクコミュニケーションの育成を図っていくというために事業を拡充していく。この予算を獲得いたしました。

また、体制の整備の関係でございますが、緊急時対応訓練、これは試行的に今年度実施しておりますが、これを本格的に実施していくための予算の確保をしたところでございます。

また、食品安全総合情報システム、3か年で18年度までに構築が完了いたしますが、この円滑な活用を図っていくための予算ということで、確保したところでございます。

3ページにまいりまして、予算以外に人材の確保ということで、定員要求をして事務局体制の拡充を図っているところでございまして、1つには中の方に書いてありますけれども、リスク評価のためには専門調査会の人員を拡充するということと併せて、事務局における評価支援体制を充実するというので、特に昨今のポジティブリストに対応しての暫定基準の見直しに係る評価を行うための評価専門官の増員を図ってまいっているところでございますが、18年度は2人の増が認められたということでございます。

また、リスクコミュニケーションの実施体制ということで、食品安全委員会自身のリスクコミュニケーションの促進のための人員確保ということで、2人目になりますが、リスクコミュニケーション専門官が認められたところでございます。

公務員全体の定員削減の計画がございますので、その削減の関係で1名削減ということでございまして、純増2というような整理になります。

以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。組織のところは計画的な定員削減計画もありますので、これは結局は純増2になるわけですね。

小木津総務課長 はい。

富永座長 これでも少しは強化できると思いますが、仕事が多いので大変だと思います。参考資料3で御質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、その次に参考資料4の方の説明をお願いします。

境情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の参考資料4に基づきまして、御報告を申し上げます。

今、総務課長の方からお話ございましたように、19年度予算では、18年度2億4,400万円から1億2,000万増ということで、3億6,400万円に予算が増加されております。

この研究事業につきましては、17年度から開始されておりました、これまで17年度の選定の研究課題が8課題、18年度も8課題ということで、それぞれの課題は基本的に3か年間の研究事業になっておりますから、18年度までの2億4,400万円はそれに充当されるということで、19年度に増加される1億2,000万を19年度に新規に採用する課題に充当するという形になると考えております。

参考資料4にございますように、1月12日に開催されました、第173回の委員会会合におきまして、4研究領域が19年度の領域として決定されております。

1つ目が化学物質系ということで、複数の化学物質による暴露等を含む化学物質の健康影響評価において利用される実験動物・細胞等の種・系統の差など、データの不確実性を考慮したヒトへの外挿の妥当性評価に資するもの。又は、マージン・オブ・エクスポージャーという暴露幅というものですけれども、それらの健康影響評価の指標に資するものというものでございます。

2つ目が生物系でございます、食品に起因する病原微生物等の健康影響評価を効率的、効果的に実施する上で、重要となる食品中の病原微生物等の挙動解析・変動要因解析等に基づいた病原微生物等の動態予測の技術開発に資するもの。又は、人畜共通感染症に分類される病原微生物等の食品を介した感染機序に関する研究に基づいた効率的・効果的な評価手法の開発に資するものというものが2つ目でございます。

3つ目が、新食品等ということで、遺伝子組換え技術等を含む新技術を用いて製造された食品中に含まれる成分の免疫系への影響、アレルギー発現性又は医薬品等との相互作用に関する食品健康影響評価手法の開発に資するものでございます。

4つ目が、リスクコミュニケーション関係でございまして、食品の安全性分野におけるリスクコミュニケーションを効率的・効果的に進める人材育成手法の開発に資するもの。又は、リスクベネフィット、ゼロリスク、モラルハザード等の概念を考慮したリスクコミュニケーション手法の開発に資するものであることということ。

以上、4研究領域が決定されております。

これを受けまして、1月15日から19年度の個別の研究課題の公募を行っております。1月15日から2月13日まで公募することになっております。提出されました課題につきましては、この研究領域に沿いまして、研究運営委員会がございまして、その中で書面審査、ヒアリング審査を行った上で、4月上旬を目途に19年度の研究課題の選定を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。御質問あるいは御意見はございますか。よろしいですか。ないようですね。

それでは、本日は、これで大体その他の資料の説明は終わりました、これで閉じてもよろしいのですが、まだ10分弱残っておりますので、何か御意見なり御要望がございましたら、どうぞ。

市川専門委員 可能であれば教えていただきたいんですけども、17年度からスタートしているこの技術研究の研究につきまして、17年、18年、昨年は18年ということで、一応半分は過ぎたということで、半期の経過状況とか、そのようなものを私たちが知ることはできるのでしょうか。

境情報・緊急時対応課長 研究の内容そのものは、やはり事前に公にするものではないわけございまして、やはり研究者個々のオープンにできないものもあるわけございまして。

現在、17年度に採用しましたのは2年目を迎えておりますし、18年度のもの1年が終わるといってございまして、中間評価という形で、先ほど言った研究運営委員会においては、1年目終わったもの、あるいは2年終わったものについては中間評価というものを行っております、それに基づいて次年度以降の研究内容に変更等は必要ないかどうか。あるいは予算配分が適当かどうかという判断を行った上で、次年度も続けるかどうかも含めて評価を行っております。

そういった意味で、評価をどうしたということ自体はホームページを通じて公表しておりますけれども、研究の中身とか、進捗状況そのものにつきましては、3年間の研究が終

わった段階で、当然報告書を出すことになっておりますし、また、できるだけ一般にも成果を説明できるような場を設けたいということで、今、検討を進めておるところでございますので、中間を一般に公開するということは差し控えさせていただきたいと思っております。

富永座長 これは、食品安全委員会の研究だけではなくて、外の省庁の研究も全く同じ方法で、通常3年間ぐらいの研究期間がございますけれども、それが毎年毎年申請評価して、委員会でチェックしています。最終の報告は一応、3年間の最終報告を終わってからそれぞれの機関に提出され、研究者は研究成果を論文にまとめますので、その時点でないと、多分公表していません。ですから、中間報告は普通はやっていないし、できないことが多いです。いずれ報告されると思います。よろしいですか。

市川専門委員 はい。

富永座長 外に、どうぞ。

それでは、時間が残り少なくなりましたので、次回の会議の日程など、分かりましたら、どうぞお願いします。

小木津総務課長 次回の企画専門調査会におきましては、先ほどちょっと御紹介いたしましたけれども、当面調査審議を求める事項の2つ目、平成19年度の食品安全委員会運営計画の御審議をいただくということを考えております。

開催日時につきましては、2月13日の火曜日10時からこの場所ということで、先生方の御出席が一番多かったところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

富永座長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、企画専門調査会の第18回会合を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。